

茅ヶ崎市柳島キャンプ場 ネーミングライツパートナー募集要項



令和 8 年 7 月
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市柳島キャンプ場（以下、「柳島キャンプ場」という。）のネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。ネーミングライツパートナーは指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができます。

1 目的

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とします。

2 対象施設

(1) 名 称	茅ヶ崎市柳島キャンプ場
所 在 地	神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸 1592 番 1 地先
開 設 年 月 日	平成 24 年 4 月
構 造 等	管理棟 1 棟 木造地上 2 階建て（平成 6 年建設） 宿泊棟 1 棟 木造地上 2 階建て（平成 24 年 3 月建設） ログキャビン 3 棟 木造 1 階建て（平成 6 年建設）
敷 地 面 積	36, 505. 19 m ²
延 床 面 積	管理棟 202. 77 m ² 1 F：床面積 129. 87 m ² 2 F：床面積 72. 90 m ² 宿泊棟 275. 71 m ² 1 F：床面積 143. 66 m ² 2 F：床面積 132. 05 m ² ログキャビン 3 棟 各床面積 16. 20 m ²
施 設 内 容	管理棟 1 F（事務室、会議室、食堂、倉庫、トイレ、シャワー室） 管理棟 2 F（和室 3 部屋、浴室） 宿泊棟 1 F（「あかしあ」7 人部屋、「つつじ」7 人部屋、トイレ、シャワー室、倉庫） 宿泊棟 2 F（「しじゅうから」7 人部屋、「えぼし」24 人部屋、トイレ） ログキャンビン 3 棟、かまどサイト（現状 12 ヶ所）、テントサイト（現状 29 ヶ所）

(2) 施設の設置目的

柳島キャンプ場は、自然の中での野外活動、レクリエーション活動その他の活動を通して、市民の自然に対する理解を深めるとともに、市民の心身の健康の増進を図るために設置された施設です。

3 募集概要

(1) 愛称

① 愛称付与の条件

ア 市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。なお、愛称については、市と協議の上、決定するものとします。

イ 愛称には、施設内容が分かる「キャンプ場」の字句を用いることとします。

② 使用を禁止する愛称

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性・宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

③ 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません（団体の名称変更や合併等によるもので、市が認める場合を除く）。なお、募集の対象は施設の愛称とし、条例で定める施設の名称は変更しないものとします。

(2) 命名権の範囲

① 看板等への表示

市と協議して愛称を表示する広告板を設置することができます。なお、茅ヶ崎市屋外広告物条例第8条及び同施行規則第4条の基準に準じ、表示面積は4㎡以内で、高さは地上3m以下です。このほか、同条例及び同施行規則の基準を遵守してください。

また、屋外広告物の設置状況により、条例等に基づく許可が必要となる場合には、その手続きはネーミングライツパートナーが行うものとします。

② 印刷物等への表記

市の広報紙やホームページ、指定管理者による配布物などにおける施設名の表記は、原則として愛称を使用しますが、市民や施設利用者等の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記することがあります。

(3) ネーミングライツパートナーの特典

① 愛称の普及のため、市はネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、記者発表を行うとともに、市のホームページで公表します。また、市は積極的に愛称を使用し、関係機関等へ周知することとします。

② 施設内にネーミングライツパートナーの負担で、愛称名など愛称表記に関する看板等を設置することが可能です。

③ ネーミングライツパートナーが発行する出版物や自社のホームページなどで、ネーミングライツパートナーであることを広報することが可能です。

(4) パートナーメリット（特典）の付与について

応募者は柳島キャンプ場を活用した様々なパートナーメリット（特典）を市へ提案できることとします。なお、提案いただきましたパートナーメリットについては、関係法令を遵守していることを前提とし、総合的に実施の可否を検討します。

(5) 愛称の使用期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(6) 希望ネーミングライツ料

年額50万円以上※（税込）

※ 上記の金額は本市が希望する金額です。上記の金額未満であっても応募することが可能ですが、ネーミングライツパートナー選考に当たり、提案額に応じた評価を行います。（別紙8-3「ネーミングライツパートナー選考基準」をご覧ください。）

(7) 応募資格

応募資格を有する団体は、指定管理者に応募する者（法人格の有無は問わない）または応募する者が指定する事業者（法人格を有する団体）で、次のいずれも満たす団体とします。

- ① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有し、破産者は復権を得ていること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されていないこと
- ③ 茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと
- ④ 国税及び地方税（法人税・消費税・地方消費税・法人住民税・事業税・事業所税）を滞納していないこと

こと

- ⑤ 契約期間において、ネーミングライツ料の支払いが可能な経営状況にあること
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと
- ⑦ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当しないこと
- ⑧ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと
- ⑨ 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- ⑩ 政治性又は宗教性のある事業を行っていないこと
- ⑪ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当でないこと

(8) 名称変更に伴う費用負担

区分	市	指定管理者	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料			○
敷地内外の看板等の表示変更 ※1			○
契約期間終了後の原状回復			○
パンフレット、封筒等の印刷物やＨＰ の表示変更 ※2、※3	○ (市発行物)	○ (指定管理者発行物)	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行うこととします。関係機関における表示変更の確認等については、必要に応じて市が行います。

※2 残部数や切り替えの時期などを考慮し、協議のうえ、決定することとします。

※3 印刷物は、印刷済みのものは原則表示変更はせず、新たに作成する印刷物について対応することとします。

(9) 応募に際しての留意事項

- ① 応募書類の取り扱い
応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ② 応募書類の開示
応募書類は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 61 年茅ヶ崎市条例第 2 号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。
- ③ 応募の辞退
正当な理由がある場合に限り、応募期間内において応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、別紙 8-6「応募辞退届（ネーミングライツ用）」を提出してください。
- ④ 応募内容変更・追加の禁止
提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考会」という。）が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 接触の禁止
選考会委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。
- ⑥ 費用負担
応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- ⑦ その他
 - ・ 応募に際しては、別紙 8-1「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）」、別紙 8-2「ネーミングライツ導入ガイドライン」、別紙 8-3「ネーミングライツパートナー選考基準」を必ずご確認ください。
 - ・ 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和8年7月22日（水）から令和8年9月8日（火）午後5時まで

(2) 応募書類の提出

応募書類の提出については、次のとおりとします。

① 提出期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月8日（火）まで（土曜日・日曜日を除く）

※資料の不備に係る修正等を含めて提出期間内としてください。

② 受付時間

午前9時から午後5時まで

③ 提出場所

茅ヶ崎市建設部公園緑地課（茅ヶ崎市役所本庁舎3階5窓口）

④ 提出方法

原則持参（郵送による提出を希望する場合は電話で事前に御相談ください。郵送の場合、提出締切は令和8年9月8日（火）必着とします。）

(3) 提出書類

応募者は、別紙8-4「茅ヶ崎市柳島キャンプ場ネーミングライツパートナー提出書類様式集」を参照のうえ、提出書類については、A4サイズ（様式・資料ごとに両面印刷）、2穴、頁番号を付し、ファイル綴じにし、正本1部に加え副本7部を添えて提出してください。また、電子データ1部（CD-RまたはDVD-R）を併せて提出してください。

※副本のうち、5部は指定管理者選定等委員会の資料とするため、応募者名が直接記載されている箇所は非開示（黒塗り）の形で作成してください。

※指定管理者に応募する者がネーミングライツパートナーに応募する場合は、項番3、4の書類の提出は不要です。

※官公庁が発行する書類は、令和8年5月24日以降に発行されたものに限ります。

(4) 質問事項の受付等

応募にあたっての質問の受付等は次のとおりです。

① 受付期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月12日（水）午後5時まで

② 受付方法

別紙8-5「質問書（ネーミングライツ用）」に記入のうえ、電子メールで提出してください。

また、未到達を防ぐため、送信後の確認の連絡をお願いします（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）。

③ 質問書提出先

茅ヶ崎市建設部公園緑地課公園緑地担当

電 話 0467-81-7195

電子メール kouen@city.chigasaki.kanagawa.jp

④ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年8月21日（金）までに、質問をした団体名を伏せたうえで市ホームページに掲載します。

回答掲載ページ URL : <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kouen/1044099.html>

なお、意見の表明と解されるもの、説明会で説明済みのもの、質問内容が不明瞭なもの、審査に著しく影響を与えるものについては、回答を控えることもありますので御了承ください。

5 選考方法

ネーミングライツパートナー選考基準に基づき、ネーミングライツの優先交渉権者の選考を行い、市議会における指定管理者の指定議決後に、ネーミングライツパートナーを決定します。

6 選考結果の通知及び公表

すべての応募者に対し、選考会における選考結果について、文書で通知します。選考結果の通知後は、特段の事由がない限り、辞退することはできません。

なお、選考会での選考結果、ネーミングライツパートナーの決定については、市ホームページで公表することとし、優先交渉権者に選定されなかった者については、公表しないこととします。

7 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとで詳細を取り決め、契約を締結することとします。

ネーミングライツパートナーと契約締結後は、当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等の公表を行います。

8 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、市は契約を解除できることとします。

この場合、ネーミングライツパートナーが市に対して既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。また、原状回復等に必要費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) 「3 (7) 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- (2) 信用失墜行為により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (3) 倒産又は解散したとき
- (4) その他ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと市が認めるとき

9 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料は、毎年4月末日までに、市からの請求に基づき支払うものとします。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに支払うこととします。(一年分を一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

※4月は愛称使用期間の最初の月で設定することとします。

10 リスク負担

- (1) 新たに設置した看板、広告版及び表示サイン等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負担することとなります。
- (2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

11 お問い合わせ

茅ヶ崎市建設部公園緑地課

(住所) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

(電話) 0467-81-7195

(E-mail) kouen@city.chigasaki.kanagawa.jp